

改正年月	全体	乳関係	清涼飲料水関係	容器包装詰加圧加熱食品関係
昭和23年	厚生省告示第54号(昭和34年の告示の前身)が規定された。		器具及び容器包装の原材料規格及び製造基準において、次の規定をした。 清涼飲料水又は保存飲料水の容器は、透明のガラスびんを使用しなければならない。但し、都道府県知事の許可を得た場合は、この限りでない。	
昭和26年		乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(以下「乳等省令」という。)が制定。容器包装についても規定され、着色のされていない透明なガラスびん以外を用いる場合は都道府県知事の承認を受ける必要があった。		
昭和32年			容器包装の規格を清涼飲料水の製造基準とし、承認権者を厚生大臣とした。	
昭和33年		容器包装の承認権者を厚生大臣とした。		
昭和34年	全ての食品の器具・容器包装について厚生省告示第370号(以下「規格基準告示」という。)にて規定された。		旧告示の清涼飲料水の容器包装については、透明ガラスびん以外の容器包装に厚生大臣の承認を受ける必要があり、ほとんど缶、ポリエチレン製容器に限られていた。本告示では、清涼飲料水の製造基準として、容器包装の規格が規定された。具体的には、ガラスびん、金属製容器包装、ポリエチレン製容器包装に規格を定めた。(大臣承認削除)	
昭和52年				告示改正により、容器包装詰加圧加熱食品の規格基準を規定し、器具及び容器包装の部A(一般規格)に容器包装に関する規格を定めた。
昭和54年		乳及び乳製品の容器包装のうち、当時大臣承認され、一般的であった容器包装について、乳等省令に規格基準が策定された。なお、規格基準が策定されていない容器包装については、大臣承認制度を維持。		
昭和57年			清涼飲料水の規格基準が改正され、これまで「製造基準及び保存基準」として規定されていた容器包装の規格を「E用途別規格」として定め、内容の整備を図った。	告示改正により、E用途別規格が規定され、Aにあった規格がEに移動。
平成15年	食品安全基本法が制定され、リスク分析の考え方に則って施策が決定されることとなった。			
令和2年6月	食品衛生法の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)が施行され、食品用器具・容器包装のPL制度が導入された。それにより、安全性が認められた物質(材質・添加剤)のみ使用出来るようになった。また、ポジティブリストの基ポリマーの食品区分に乳・乳製品ができた。			
令和2年12月		乳等省令及び規格基準告示改正により、乳等省令で規定されていた容器包装が規格を規格基準告示の用途別規格に移行され、全ての食品の容器包装の規定が告示に統合された。(大臣承認削除)		
令和3年7月		告示改正により、乳等の容器包装に使用される合成樹脂の添加剤の規定を削除し、ポジティブリストで規定される添加剤を使用可能とした。		
令和5年11月	ポジティブリストの改正告示を公布(施行は令和7年6月1日)製造管理基準の改正省令を公布(施行は令和7年6月1日)貴ポリマーの食品区分の規定については、製造管理基準に情報整理の規定を追加し、個別製品で管理することとした。			